

## 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の 改正にあたっての基本的な考え方

### 1. 改正の趣旨

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号イ(オ)に定める、通所訪問型短期集中サービス利用後の、セルフマネジメントの定着と社会参加への切れ目のない介護予防ケアマネジメントの実施を目的とした介護予防ケアマネジメントBの創設に関し、必要な事項について定めた要綱を一部改正するものです。

### 2. 改正予定の要綱

名称		概要
1	豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	豊中市介護予防・日常生活支援総合事業について、事業の目的、内容、費用の額等基本的な事項を定めるもの。
2	豊中市介護予防ケアマネジメント実施要綱	豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、介護予防ケアマネジメントの実施方法や事業の運営に関する基準、その他介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項を定めるもの。

### 3. 要綱改正にあたっての基本的な考え方及び市独自基準の内容

「別紙2 介護予防ケアマネジメントBの創設」のとおり